

Ⅲ 準備金制度に関する改正

○ 準備金制度について、次の改正が行われました。

改正事項	改正の内容	適用時期等
(1) 海外投資等損失準備金（措法55①、68の43①）	○ 適用期限が平成22年3月31日まで2年延長されました。	—
(2) 金属鉱業等鉱害防止準備金（措法55の5①、68の44①）	○ 適用期限が平成22年3月31日まで2年延長されました。	—
(3) 特定災害防止準備金（措法55の7①、68の46①）	○ 適用期限が平成22年3月31日まで2年延長されました。	—
(4) 原子力発電施設解体準備金（措令33の4④四、39の82）	○ 対象となる解体費用に、核燃料物質によって汚染された廃棄物の放射能濃度の測定及び評価に要する費用が含まれることが明確化されました。	—

Ⅳ 資産譲渡の場合の課税の特例制度に関する改正

○ 資産譲渡の場合の課税の特例制度に関して、次の改正が行われました。

改正事項	改正の内容	適用時期等
(1) 土地の譲渡等がある場合の特別税率（措法62の3、68の68、措令38の4⑫、39の97、措規21の19、改正措令附則1五、40⑤）	○ 旧民法第34条の規定により設立された法人を対象とする措置について、一定の公益社団法人及び公益財団法人を対象とする措置に改正するなど、公益法人制度改革に伴い所要の整備が行われました。	一般社団・財団法人法施行日から施行されます。 特例民法法人については、経過措置として旧民法34条法人と同様の措置が講じられます。
(2) 短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率（措法63、68の69、措令38の5⑥二、39の98、措規22、22の63、改正措令附則1五、35、40⑤）	○ 公益法人制度改革に伴い所要の整備が行われました。	(1)の適用時期等と同じとなります。
(3) 特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除（措法65の3、68の74、措令39の4③、39の102、改正措令附則1五、40①⑤）	○ 公益法人制度改革に伴い所要の整備が行われました。	一般社団・財団法人法施行日以後に行う土地等の譲渡に係る法人税について適用され、同日以前に行った土地等の譲渡に係る法人税については、従来どおり適用されます。 特例民法法人については、経過措置として旧民法34条法人と同様の措置が講じられます。

改正事項	改正の内容	適用時期等
<p>(4) 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除(措法65の4、68の75、措令39の5⑬～⑱、⑳、㉑、㉒、39の103、措規22の5、22の67、改正法附則61①、81①、改正措令附則1五、40②⑤)</p>	<p>○ 公益法人制度改革に伴い所要の整備が行われました。</p> <p>○ 適用対象に、地方公共団体又は歴史的風致維持向上支援法人が認定重点区域における認定歴史的風致維持向上計画に記載された公共施設又は公用施設の整備に関する事業の用に供するために、当該認定重点区域内にある土地等がこれらの者に買い取られる場合が追加されるなど所要の整備が行われました。</p>	<p>(3)の適用時期等と同じとなります。</p> <p>地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律の施行日から施行されます。</p>
<p>(5) 農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の所得の特別控除(措法65の5、68の76、措令39の6②、39の104、措規22の6、22の69、改正措令附則1五、40③⑤)</p>	<p>○ 公益法人制度改革に伴い所要の整備が行われました。</p>	<p>(3)の適用時期等と同じとなります。</p>
<p>(6) 特定の資産の買換えの場合の課税の特例(措法65の7、68の78、措令39の7⑬三、39の106⑦三、措規22の7⑧、22の69、改正措令附則1五、40④⑤、55)</p>	<p>○ 公益法人制度改革に伴い所要の整備が行われました。</p>	<p>(3)の適用時期等と同じとなります。</p>
<p>(7) 認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の交換等の場合の課税の特例(措法65の13、68の84、措令39の9の2④、39の109③、改正法附則61②、81②、改正措令附則1五、40⑤、55②)</p>	<p>○ 公益法人制度改革に伴い所要の整備が行われました。</p>	<p>一般社団・財団法人法施行日以後に行う所有隣接土地等の譲渡に係る法人税について適用され、同日前に行った所有隣接土地等の譲渡に係る法人税については、従来どおり適用されます。</p> <p>特例民法法人については、経過措置として旧民法34条法人と同様の措置が講じられます。</p>